平成24年
6月号

第43巻　第2号（通巻215号）

近江米情報

発行／近江米振興協会

大津市松本一丁目2－20　滋賀県農業教育情報センター内　編集責任者　長井　等
TEL（077）523－3920　FAX（077）523－5611　★ホームページ http://www.ohmimai.jp/ ★E-mail:shiga@ohmimai.jp

平成24年産
「良品質麦づくり」をめざして研修会開催される

近江米振興協会ＣＥ特別部会は、平成24年5月22日（火）守山市ライズヴィル都賀山において、平成24年度共同乾燥調製施設設置農協の担当課長及びオペレーターを中心に、関係機関の指導員など50数名に及ぶ関係者が一同に集い、西日本有数の産地として、一層の良品質麦づくりを目指して研修会を開催しました。

研修では、全農滋賀県本部中川米麦課長より「最近の米麦情勢」について説明があり、特に小麦の価格の推移は24年4月期の輸入麦政府売渡価格が引き下げられたことから、24年産民間流通麦（小麦）の4月からの販売価格は、事後調整により相対取引も含め契約価格に変動率を乗じた価格になると説明されました。

続いて外部講師として、前田産業（株）生産技術部　北﨑次長（上部写真）から、「食品原料として小麦粉に求められるもの」と題し、(1) 小麦粉を粉にする理由（小麦粒の構造）、(2) 製粉の方法、(3) 安全な小麦粉は、(4) 平成23年産滋賀県麦の品質、(5) ご注意頂きたい点、等の内容の説明をいただきました。

特に平成23年産麦を購入した滋賀県産麦の品質について、北海道産麦及び外国産麦と比べ、良い点・悪い点を詳しく述べられ、製品の水分が多いと製粉時に水が打てなくなり、ふるい抜けが悪くなることから製造能力が低下しコストアップにつながる。また、赤カビ粒及び発芽粒（アミロ値が低い）の混入があれば小麦粉として流通しない。このことから、今後、県産麦の出荷する製品には適正水分に仕上げる事及び麦荷受け時のチェック機能の強化が強く求められておりました。

最後に県農業技術振興センター小嶋専門員からは「麦の単収と品質向上対策」と題し、品質に応じた加算に影響のある「ランク区分」を上げるために、現状の品質結果をもとに該当項目毎の説明があり、本年産麦の「良品質麦づくり」の目標に向けた重要な対応項目の一つであります。また実需者から要望がある品種転換について、現在、試験研究されている有望品種の特性等の説明があり、今後、品種転換の検討が進められています。

以上のことから、現場に於ける生産指導及び乾燥調製がいかに大事であるかを再認識した研修会でした。

平成24年度近江米生産基本方針

近江米振興協会

1　基本的な考え方

○　平成23年産米は、全国の作況指数は101(滋賀県99)、過剰作付は全国で21.7千haとなり生産過剰の状況となったものの、3.11の東日本大震災の影響により民間在庫が減少し品薄感が発生したことなどから、米価は上昇傾向となりある程度の水準まで回復した。

○　平成23年産米の１等米比率は、地域的なばらつきがあるものの極早生品種や早生品種では良好なものが多かった一方、中生以降の品種では、９月上旬の日照不足、高夜温の影響などにより品質低下をおこしたものが多く、県平均では全国平均より10%以上低い68.9%（H24.3末現在)に止まった。

○　このような状況を踏まえ、平成24年産米においては、白未熟粒を防ぐ品質向上対策について、中生以降の品種も視野に入れた対策に取り組むこととし、環境こだわり米の生産拡大、滋賀県版ＧＡＰ(農業生産工程管理)の徹底による安全・安心の確保および機械の効率利用などによる低コスト化などの対策を総合的に講じ、「高品質・安全安心・おいしい」近江米の生産をすすめるものとする。

2　推進対策

（１）白未熟粒を防ぐ品質向上対策　（1等米比率８０%以上の確保）

○　疎植・適期植え、出穂前後各３週間の常時湛水、適正な穂肥の施用、適期収穫の指導を徹底する。

なお、中生以降の品種についても、これらの対策を徹底するものとする。

生育情報の発信、啓発資材配付、現地研修会を実施する。

○「品質向上のための重点技術対策」（別記）の徹底（全体の底上げ）

○「近江米品質向上推進会議、意見交換会」の開催

農業団体、県、市町等関係者が、品質向上対策について意識統一を図る。

（２）主要品種の作付け方向

○　平成24年度については、中生以降の品種において気象変動に対応する技術対策の整理・確認が必要であること、および新品種の普及時期（H25から）を勘案し、品種別の作付については現状維持とする。

○　なお、中長期的には、しがの農業・水産業新戦略プランの重点戦略を踏まえ、県育成品種について需要の拡大と作付推進を行う。

・　「秋の詩」等の県育成品種については、環境こだわり農産物認証を基本にブランド化への取組支援を行うとともに作付拡大を推進する。

・　県育成新品種の育成をすすめるとともに、新品種のブランド化への戦略の策定を行い、作付を推進する。

・　品質が安定しない品種については作付を抑制する。

（３）「安全・安心」な米づくり

○　環境こだわり米の生産拡大を図り、区分荷受け・区分管理による数量を確保「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉にした消費拡大を推進

○　食品安全に加え、環境保全、労働安全等を対象とした滋賀県版ＧＡＰ(農業生産工程管理)の導入推進

○　稲のカドミウムの吸収を減少させ、胴割米や白未熟粒の発生を防止するため、出穂前後各３週間の常時湛水を徹底

（４）低コストな米づくり

○　担い手への土地利用集積等による大型施設・機械の効率利用と農作業安全を推進

○　直播栽培など低コスト・省力技術の普及拡大や品種構成の適正化による作業の効率化を推進

○　土壌診断や生育診断等に基づく効率的な施肥の推進

別記

品質向上のための重点技術対策

１　「白未熟粒」を減らし、充実をよくするために
★過剰な籾数を防止し、登熟期の稲体の活力を維持する

①土づくり・施肥

□土づくり肥料を入れる（土壌診断の実施）

□深く耕す（１５ｃｍ以上を目標）

□基肥、追肥は適正な量にする（地力の高い地域のコシヒカリでは減量する）

□生育に基づき穂肥を施用

（籾数過多、倒伏を防止するため、**幼穂を確認し葉色、株張りに応じて穂肥を施用する。**
高温時における登熟期の栄養不足を回避するため、**必要量をきっちり施用する**）
なお、「コシヒカリ」「秋の詩」は登熟後半まで稲体の栄養状態を維持させるため分施体系とする。）

②植え付け

□適期植え

□細植え

□疎植

品種	適期植え			細植え	疎植		
	５月上旬	５月中旬	５月下旬		湖辺粘質	湖辺砂質 平坦	中山間
早生 コシヒカリ キヌヒカリ	×	○	○	3～4本/株	50株/坪	60株/坪	60～70株/坪
中生・晩生	○	○	○				

栽植密度の違いによる必要苗箱数

栽植密度(／坪)	５０株	６０株	７０株
必要苗箱数(枚)	１４～１５	１６～１７	１８～２０

※　播種量１５０g/箱、植え付け本数３～４本/株を想定。

③水管理・防除

□早めの溝切りと中干し

（茎数が目標穂数の８割になったら速やかに中干しを行う）

□出穂前後各３週間は常時湛水（水を切らさない）

□発生予察に基づき防除（いもち病、紋枯病）

２　「胴割粒」を減らすために

□収穫５日前までは落水しない

□適期収穫（刈り遅れない）

□適正な乾燥（高水分籾を急激に乾燥しない）

３　「カメムシ類による斑点米」を減らすために

□けい畔２回連続草刈り（出穂２～３週間前と出穂期の２回連続）

□品種別に適期に防除（特に中生品種で被害が多いところは注意）

【水稲・病害虫防除】

＝ 主な病害虫の発生と防除の注意事項 ＝

水稲の病害虫防除にあたって、主な病害虫の発生とその対策について、いま一度確認しましょう。なお、農薬（殺虫剤、殺菌剤、除草剤）の散布後１週間は、かけ流しや落水をせず、止水すること。また降雨が予想される場合、農薬散布は控えましょう。

１．いもち病

①葉いもち

置き苗で発生したいもち病が感染源になる場合が多いため、置き苗は早めに処分する。ほ場をよく見回り、葉いもちの発生を確認したら薬剤を散布する。穂いもちの防除にとって、葉いもちの発生を少なくすることは重要であり、特に上位葉に病斑を発生させないよう注意する。多肥田や晩植田で発生しやすく、「コシヒカリ」、「キヌヒカリ」、「秋の詩」および「滋賀羽二重糯」などの品種で発生しやすいので注意する。なお、葉いもちの発生予測は「滋賀県病害虫情報ＮＥＴ」（防除所ホームページ）内の「水稲いもち病発生予測ＢＬＡＳＴＡＭ（ブラスタム）」で確認できる。

②穂いもち

防除に粒剤を使用する場合は、出穂前に施用する。その他の剤の場合は、穂ばらみ期～出穂期に防除し、葉いもちの発生が多い場合や出穂～開花期頃に降雨が続くなど、多発が予想される場合にはさらに穂揃期～乳熟期に薬剤を散布する。生育状況をふまえ防除適期を逸しないよう注意する。なお、薬剤耐性菌の出現を防止するため、葉いもち防除を含め同一グループ薬剤の連用を避ける。

２．紋枯病

気温が高く雨が多い気象条件や過繁茂な生育状況は発生を助長する。病原菌は発生ほ場で越冬するため、昨年発生の多かったほ場では特に注意して株元を観察する。防除の目安は、極早生・早生品種では発病を認めた場合、中生・晩生品種では出穂20日前の発病株率が15～20％以上の場合である。粉剤または液剤で防除する場合は、病勢進展初期（幼穂形成期～穂ばらみ期）に、株元までよくかかるように散布する。

３．白葉枯病

例年発生が多いほ場では発生しやすいので注意する。また、浸冠水したほ場、台風や集中豪雨の後は発生しやすい。生育初期に多発しなければ収量への影響は少ないが、「キヌヒカリ」「ゆめおうみ」および「玉栄」では減収につながることもあるので、例年発生が多いほ場では出穂３～４週間前に薬剤を散布する。なお、穂いもちと同時防除できる薬剤がある。

４．もみ枯細菌病

出穂期が高温であると発病しやすい。種子伝染するため、採種を予定しているほ場では出穂直前～穂揃期に薬剤を散布する。なお、育苗箱で発病が認められた苗を移植したほ場では採種しないこと。穂いもちと同時防除できる薬剤がある。

５．ニカメイガ

越冬世代成虫（平坦部で５月下旬～）の発生が多いと第１世代成虫（平坦部で７月下旬～）の発生も多くなる傾向がある。また、第１世代の発生時期が早いと第２世代も早くなることが多い。第１世代幼虫の加害によって葉鞘の変色が目立ったところでは、第１世代発ガ最盛期から７日後（平年８月第１半旬頃）に薬剤を散布する。ただし、粒剤で防除する場合は発ガ最盛期に散布する。中生・晩生品種や晩植田は被害を受けやすいので注意する。

6．セジロウンカ

東南アジアから中国南部にかけて発生したものが下層ジェット気流に乗って飛来する。多発すると吸汁害により登熟不良などの被害が発生する。多飛来により出穂期までに著しく密度が高まった場合は薬剤を散布する。今後の予察情報に注意する。

（左）幼虫　（右）成虫

7．トビイロウンカ

セジロウンカと同様、東南アジアから中国南部にかけて発生したものが下層ジェット気流に乗って飛来する。多発すると吸汁害により坪枯れ（写真）を引き起こす。中生・晩生品種や晩植田は被害を受けやすい。滋賀県では7月10日頃までに飛来が認められると多発する危険性が高くなる。飛来状況によっては多発生することがあるため、今後の予察情報に注意する。

8．斑点米カメムシ類

ホソハリカメムシ、トゲシラホシカメムシ、クモヘリカメムシ、アカスジカスミカメの４種が主要種である。これらは畦畔や雑草地などのイネ科雑草で増殖し、イネが出穂すると水田に侵入して穂を吸汁加害して斑点米を作る。主な防除対策は次のとおり。

（1）水田内にヒエなどのイネ科雑草が生えていると、斑点米カメムシ類を集めることになるので、イネ科雑草の穂が出る頃（７月上旬）までに除去する。

（2）イネ出穂期前後に畦畔などのイネ科雑草が出穂しないように管理する。そのため、イネ出穂期の２～３週間前とイネ出穂期頃に草刈りする。なお、雑草管理が不十分な畦畔におけるイネ出穂期の除草は、斑点米カメムシ類を水田内に追い込むことになり、被害が増大する恐れがある。やむなく除草を行う場合は、薬剤防除直前に実施する。

（3）ほ場周辺の畦畔や雑草地にアカスジカスミカメが多い場合は、乳熟期頃（出穂７～10日後）に薬剤を散布する。穂揃期に斑点米カメムシ類が確認できるほ場では、糊熟期頃（出穂16日後を中心とした出穂10～20日後の間）の防除が最も効果が高い。なお、発生が少ない場合は、畦畔からの額縁防除でも効果が期待できる（粒剤を除く）。散布にあたっては広域一斉防除が望ましい。

（4）粒剤を施用する場合は、乳熟期頃（出穂７～10日後）に薬剤を散布する。散布時期が早いと効果が劣るので注意する。なお、エチプロール剤は出穂10日前～出穂期が散布適期である。散布の際は田面を露出させない程度に湛水状態とし、畦畔等からの漏水防止を徹底する。

（5）有機リン剤単剤の防除は効果が劣る場合があるので、カーバメート剤との混合剤やその他の剤を使用する。

（6）畦畔や雑草地は、カメムシ類の越冬場所となるので、収穫後にも次年度の防除対策として除草を行う。

（左）ホソハリカメムシ　（右）クモヘリカメムシ

（病害虫防除所）

滋賀県病害虫情報ＮＥＴ

http://www.pref.shiga.jp/g/byogaichu/

病害虫の発生予察などの関連情報を載せています。病害虫や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準である農作物病害虫雑草防除基準へのアクセスもできます。

詳しくは検索してください。

滋賀　防除所　検索

平成24年度農産物検査業務の方針について

JA全農しが　農産物検査課

取り巻く状況

昨年９月に実施された国の組織改編に伴い、農産物検査に携わる主要業務は地方農政局が担い、地域センターは登録検査機関からの検査結果の報告窓口等を行うこととなりました。

また、これまで国が実施していた「格付程度統一」「検査技術の維持・向上」等の業務については、登録検査機関が自主的に実施することとなり、国は年２回の格付程度統一会（春・夏）に登録検査機関の指導的農産物検査員に対して指導するのみとなりました。

本県においては経験を重ねた検査員の検査技術は向上してきていますが、その技術レベルの維持と後身の指導にあたる検査員の育成が喫緊の課題となっています。

以上のようなことから、ＪＡの検査指導体制の構築と検査実務の徹底を図るためにＪＡの指導的検査員の設置と各種研修会、検査対策会議を開催します。

１．検査技術の維持向上を図る取り組み

（１）ＪＡに指導的農産物検査員を設置して、ＪＡの検査指導体制を強化します。

（２）滋賀県農産物検査協議会を主体として、「農産物鑑定会」「格付程度統一会」「農産物検査員育成研修」を開催します。

（３）農産物の検査知識の提供と情報の共有を図るため、農産物検査情報紙「検査員」を発行します。

２．検査実務徹底の取り組み

（１）「農産物検査業務規程」「農産物検査業務運営手順」および「国内産農産物の検査実施マニュアル」の徹底を図ります。

（２）各種検査対策会議等への検査事務担当者の出席により、ＪＡ担当検査員との連携を図り円滑な事務処理ができるよう徹底します。

３．検査結果の有効活用による良質米麦・大豆等の生産誘導の取り組み

（１）関係機関への情報提供により、良質米等の生産に反映できるよう有効活用を図ります。

（２）生産者への検査結果のフィードバックにより、農産物の良品質生産をめざします。

４．適正な表示・検査証明の徹底の取り組み

（１）公正・的確な検査等級格付けと銘柄判定により、農産物検査に対する信頼性を確保します。

（２）「農産物検査証明確認表」の活用により、検査証明書記載内容の確認の徹底を図ります。

平成24年度　近江米情報部会員名簿

平成24年4月

役　職　名	氏　　名	所　　属
部　会　長	松　田　弥　七	県農業技術振興センター　企画情報部主席参事
副部会長	田　中　　豊	県農政水産部　農業経営課主査
〃	伊　庭　一　磨	JA全農しが　米穀流通課
部　会　員	北　浦　裕　之	県農政水産部　食のブランド推進課主査
〃	尾　賀　邦　雄	県病害虫防除所　副主幹
〃	西　澤　和　哉	JA滋賀中央会　農業対策部
〃	辻　本　翔　吾	JA全農しが　米麦課

平成24年産麦類の事前検査指導事項

検査前までに検査程度の統一を図るとともに、農産物検査員に対して、以下の事項に留意しながら品位格付け等を行うよう指導を徹底。

1　受検者等への周知に関する事項

（1）的確な乾燥・調製の実施による適正水分の確保

水分の高い麦を高温で急速に乾燥すると、熱損粒、硬質麦、たい色粒の発生及びビール大麦の発芽勢を低下させる等、品質を著しく低下させることとなる。

また、乾燥不足は麦の貯蔵性を悪くするとともに、加工適性に大きく影響することとなる。

麦については、収穫適期が梅雨の時期に遭遇し、収穫適期の幅も非常に狭いことから、穀粒水分、送風温度、乾燥時間等に十分注意し適切な乾燥を行うとともに、仕上げ水分は戻り水分を考慮すること。

（2）受検品の均質性の確保

①　共同乾燥調製施設（以下「施設」という。）の荷受け時において、水分の測定や、発熱、異臭等の有無の確認を行うとともに、特に赤かび粒、発芽粒、麦角粒、なまぐさ黒穂病粒等の被害粒等の混入には細心の注意を払い、品質に応じた仕分けを徹底すること。

また、品質事故を防止する観点から、施設の乾燥能力に見合った計画的な荷受けを行うこと。

②　調製段階において、品位に応じた適切な調製機器を使用し、細麦、被害粒等の除去及び均質化が図られるよう入念に調製を行うこと。

（3）適正な荷造り・包装等の実施

①　フレコンの点検及び清掃を入念に行うこと。

②　フレコンの封印を行う場合は、フレコンの注入口のしばりひもに巻封で封印を行い、その巻封に日付印を押印すること。ただし、封緘紙（国立印刷局製造）で封印する場合には、日付印の押印を省略することができる。

③　封緘紙を使用する受検者に対し、封緘紙の受払簿を作成するよう指導すること。

（4）検査請求書の記載方法

①　農産物検査請求書の記載事項及び記載方法については、「農産物検査に関する基本要領の制定について」（平成21年5月29日付け21総食第213号（総合食料局長通知(以下基本要領という)）の国内産農産物の検査実施マニュアルに定められた「検査請求書の記載方法」に基づき、業務規程に定める様式で適正に請求されるよう、受検者に指導すること。

また、検査請求書の受理にあたっては、その内容を十分に確認すること。

②　品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を受けようとするものについては、検査請求書の備考欄に「数値」と記載するよう指導すること。

2　適正な農産物検査の実施に関する事項

（1）適正な品位格付け

①　赤かび粒

ア　麦類の赤かび病の病原菌であるフザリウム属の菌がデオキシニバレノール（毒素）を産生するとされていることから、農産物規格規程において、赤かび粒の混入限度を「0.0%」と定めており、細心の注意を払い判定すること。

イ　赤かび粒かアントシアン粒かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果に基づき判定すること。（別添参照）

②　発芽粒、たい色粒

発芽やたい色した麦は低アミロ麦となり、二次加工適性を著しく損ねる原因となることから、的確に判定すること。

③　異臭麦の判定

事前の品質予察等から異臭麦の発生が懸念される場合は、次の方法により複数の者で迅速に異臭の有無を判定すること。

ア　電動粉砕器等で粉砕する。（異臭の強いものは、この段階で臭う。）

イ　粉砕したものに湯を注ぐ。

湯の温度は70℃（熱湯を注ぐと臭いが瞬時に発散してしまう。）とし、湯の量 は撹拌棒で撹拌しているうちにまとまってくる程度（粉の概ね4割程度）とする。

また、撹拌棒及び容器等は、臭いのするもの（割箸、プラスチック、紙コップ等）の使用は避ける。

ウ　嗅ぎ分けの間に臭いが薄くなってきたら、撹拌棒でイのまとまったものを撹拌し直す。

④　熱損粒及び硬質粒

外観からは、判定しにくいので、状況に応じた単位ごとにパーリング等を行い確認すること。

⑤　異物

土砂、石、ガラス、プラスチック、金属片などの異物が混入してはならないとされており、このような異物が混入したものは検査を行わないこと。

(2) 適正な農産物検査証明の記載

① 検査証明の内容及び記載事項について、農産物検査員自らが最終確認を行うものとし、最終確認したことが記録として残るよう、チェックリスト等を作成し活用すること。

② 品位等検査を受けようとする普通小麦のうち、「水分の含有率及び容積重」の検査証明を発行する場合は、定められた様式を使用すること。

また、水分測定については、基本要領の標準計測方法、検査機器の仕様・精度の確認、その他試験等の方法マニュアル別表３「電気水分計」に定められた検査機器を使用すること。

((株) ケット科学研究所:ＰＭ-８３０-２)

3 検査結果報告書の期限に関する事項

登録検査機関は、次に定める期日までに報告書を該当地域センターまで提出すること。

・５、６月分　　翌月3日まで
・７～１０月の上旬分　当該月の18日まで
・７～１０月の下旬分　翌月3日まで

（別　添）

赤かび粒の基準

規格規程第1の4の定義の8、同第1の5の定義の7及び第1の6の定義の7の「赤かび粒」を、各々の附の規定に従って適用する限界基準は、次によるものとする。

(1) 赤色を帯びた部分の色の濃淡の程度が限界基準品以上でかつ、粒の赤色を帯びた部分が粒平面の1／4以上のもの。

(2)「赤かび粒」を適用する限界基準に達していないものは、その程度を問わず被害粒（病害粒）とする。

(3) 限界基準品は、色と大きさの程度を示す。

(4) アントシアンの取扱い

① 試験研究機関等の試験結果に基づき赤色又は赤紫色を帯びた部分が赤かびではなく、アントシアン（遺伝的に赤色又は赤紫色を帯びた粒。以下同じ。）であると判定され、その発現の状況、形状等の特性が明らかなものについては、赤かび粒又は被害粒として取り扱わない。

② アントシアンか否かの判断が困難なものについては、試験研究機関等の試験結果等に基づき判定する。

③ アントシアンが発現した粒は、ビール大麦の1等の品位に規定する「品種固有の色」には該当しないものとする。

なお、品位の判定は、その混入の程度を勘案し行うものとする。

【大麦のアントシアン】

＊ 赤かび粒については、サーモンピンク色の粉状のかびを生じ、粒の表面がかびでザラついているのに対し、アントシアンによる赤色粒については、光沢があり、表面はつるつるして、芒の延長線上に着色が認められ、基部に集積する。

お米の流通事情

全農米穀流通課

1．２３年産米の生産動向

（１）作付・作柄概況

ア．農林水産省公表の「平成23年産水陸稲の収穫量」によれば、23年産水稲の作付面積（主食用）は1,526千haとなった。

イ．23年産主食用米の生産数量目標795万トン、1,504千haと比較すると、23年産主食用米の過剰作付けは22千ha程度となっている。

ウ．全国の最終作況指数は101、10ａ当たり収量は533kgとなった。この結果、23年産水稲収穫量（主食用）は8,133千トンとなった。

○２３年産主食用米作付面積

項　目		面積（千ｈａ）
２２年産主食用米作付面積	①	１，５８０
２３年産主食用米作付面積	②	１，５２６
２２年産からの作付面積増減	③＝②－①	▲５４
２３年産主食用米生産目標面積	④	１，５０４
過剰作付	⑤＝②－④	２２

（２）検査状況

農林水産省の公表した3月31日現在の検査結果によれば、水稲うるち玄米で4,430.1千トンと、前年同期の4,505.1千トンを75千トン程度下回っている。

１等比率は80.7%となっており、前年産を19.3ポイント上回っている。

2．２３年産米の集荷・契約状況（全農扱い）

（１）集荷状況

5月23日現在の連合会出荷米の集荷実績は2,665千トン（前年同月対比91%）、最終集荷見込みは2,676千トン（前年最終比91%）となっている。

（２）主食うるち米の契約・販売状況

5月23日現在の契約数量は2,363千トン（前年比103%）、販売数量は1,608千トン（前年比104%）となっている。

○主食うるち米の契約・販売状況（５月２３日現在）

（単位：千トン）

年産	作況	計画数量	契約数量	出荷数量											
				7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
23年	101	2,451	2,363	3	42	93	162	163	241	142	183	276	191	111	1,608
22年	98	2,476	2,296	1	28	67	125	139	180	151	193	315	216	128	1,545
21年	98	2,680	1,791	5	23	60	122	109	179	109	147	250	216	116	1,336
23/22		99%	103%	283%	151%	138%	130%	117%	134%	94%	95%	87%	88%	87%	104%
23/21		91%	132%	73%	179%	156%	133%	150%	135%	130%	125%	110%	88%	96%	120%
23－22		▲ 24	68	2	14	26	37	24	61	▲ 9	▲ 10	▲ 40	▲ 25	▲ 17	64
23－21		▲ 228	573	▲ 1	18	33	40	54	63	32	36	26	▲ 26	▲ 5	272

注1．ラウンドの関係で合計が合わない場合がある。

注2．福島の隔離米1万6千トンは主食用計画から除く

3．消費・価格動向

（１）消費動向（総務省家計調査）

総務省家計調査によると、米の消費量は、23年10月に一旦前年を大きく上回った後、概ね前年を下回っている。特に24年３月は昨年の東日本大震災による仮需の反動減から１世帯当たりの購入数量は5.81kgと前年を22.2%下回った。

○総務省家計調査（２人以上の世帯）

●１世帯当たり購入数量

対象月	米		パン		めん	
	（kg）	対前年比	（g）	対前年比	（g）	対前年比
23年　4月	5.95	▲ 7.0	3,878	▲ 2.8	2,776	▲ 5.5
23年　5月	5.76	▲ 9.0	4,015	1.5	2,958	▲ 1.4
23年　6月	5.84	▲ 9.2	3,804	0.4	3,149	3.7
23年　7月	5.91	▲ 3.7	3,640	▲ 5.5	3,911	11.6
23年　8月	6.11	▲ 2.1	3,724	3.1	3,122	▲ 4.5
23年　9月	8.52	▲ 4.6	3,653	▲ 0.3	2,583	1.9
23年　10月	11.67	13.2	3,866	▲ 2.8	2,686	▲ 7.8
23年　11月	6.54	▲ 17.4	3,700	0.0	2,893	▲ 4.2
23年　12月	6.87	▲ 8.4	3,672	▲ 0.2	3,691	▲ 5.5
24年　1月	4.60	▲ 4.0	3,505	▲ 4.1	2,822	▲ 1.8
24年　2月	5.16	1.0	3,744	4.8	2,699	▲ 2.3
24年　3月	5.81	▲ 22.2	4,035	▲ 1.3	2,889	▲ 16.2
（小計）	78.74	▲ 5.8	45,236	▲ 0.7	36,179	▲ 2.8
前年差	▲ 4.83		▲ 298		▲ 1,026	

資料：総務省「家計調査・品目分類」（二人以上の世帯）

（２）小売価格（精米価格）の動向

22年産品薄感のなかでスタートした23年産精米価格は、一時期値下がりしたものの、10月以降再び上昇傾向がみられ、概ね200～300円／5kgの値上げとなっている。

（３）輸入米に係るＳＢＳの動向

平成23年度ＳＢＳ輸入米は83千トン（第１～４回合計、一般米枠）と、22年度実績を大きく上回っている。

4．２４年産米

（１）２４年産生産数量目標

農林水産省は、24／25年の需要見通しをこれまでのトレンドにもとづき797万トンと算出し、22年産米生産量824万トンと22／23年需要量820万トンの差４万トンを控除した793万トンを、24年産米の生産数量目標として設定した。

（２）２３／２４年の需給見通し

農林水産省の食糧部会において、①平成23年6月末の民間在庫数量（確定値）は181万トン、②23年産主食用米の生産量は813万トンとなり、23／24年の供給量は994万トン、③需要量は805万トンと公表された。

需要量が国の基本指針どおり805万トンであった場合、24年6月末在庫は189万トンとなり、平成24年6月末の民間在庫数量は、平成23年6月末時点の在庫数量から8万トン増加することになる。

○平成２３／２４年の主食用米等の需給見通し（農林水産省）

		数量（万トン）
２３年６月末民間在庫量	①	１８１
２３年産主食用米等生産量	②	８１３
２３／２４年主食用米等供給量計	③=①+②	９９４
２３／２４年主食用米等需要量	④	８０５
２４年６月末民間在庫量	⑤=③-④	１８９

米麦の種子更新率調査の概要について

（社）全国米麦改良協会は、米麦改良対策の一環として、「米麦の種子更新率調査」を実施されています。

平成24年2月末現在における平成23年産種子更新率実績及び24年産種子更新率見込みが取りまとめられたので紹介します。

1．種子更新率の必要性

穀物の種子を長年にわたり自家採種し続けていると、品質特有の劣化、混種や変異あるいは変種が起こることがある。そのため、多くの農家は栽培品種の優良性及び純粋性を保つため種子更新を行っている。

種子更新用の種子は、種子専用の採種圃で指定種子生産者によって栽培され、生産物審査されたものが供給されている。

2．米麦種子更新率の動向について

（1）水陸稲の動向

近年における消費者の良質米志向を踏まえ、各産地とも産米評価を高めるため、種子更新に限らず、新品種や新技術の導入あるいは栽培方法の工夫といった努力を積み重ねてきている。

このような取組の結果、全国の種子更新率は、平成24年産で88.1%の更新率が見込まれている。当県においては、毎年更新率は向上しているものの86.8%と全国には及んでいない。（図1）

（2）麦類の動向

国内産麦については、需要のミスマッチを解消するため、実需者の望む良品質麦への生産に力を注いできている。こうした関係者の努力の結果、平成24年産では90.7%の更新率が見込まれている。当県においては、74.1%と全国を大きく下回っている。（図2）

（3）今後の課題

平成24年産の種子更新率見込は、全国的には米麦とも高い率であるが、地域別あるいは県別に大きな開きがある。

当県内においても、種子更新申込から見ると、地域や品種により開きが生じており、種子更新率向上に向けた取り組みが必要となっている。

3．今後の取組について

種子更新率の向上には種子の安定確保が極めて重要である。需用者の期待に応える優良な種子生産、安定供給を図るため、関係者による種子更新率向上のための普及・啓発活動に一層取り組む必要がある。

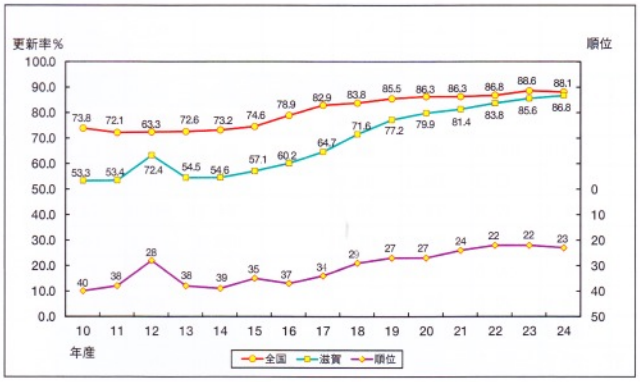

図1　年産別水稲種子更新率実績

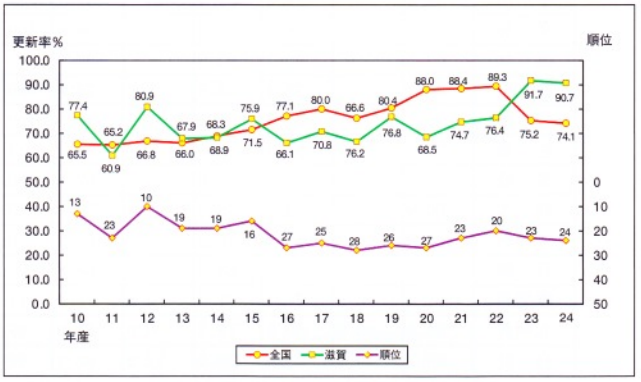

図2　年産別麦類種子更新率実績

米麦の種子更新率

（単位：%）

	米穀						麦類									
	平成23年産実績			平成24年産見込			平成23年産実績					平成24年産見込				
	水稲	陸稲	計	水稲	陸稲	計	小麦	六条	二条	裸麦	計	小麦	六条	二条	裸麦	計
北海道	100.0		100.0	100.0		100.0	98.0		100.0		98 1	95.5		100.0		95.6
下段は春播							87.5				87.5	86.0				86.0
北海道計							97.3		100.0		97.4	94.7		100.0		94.8
青森	100.0		100.0	100.0		100.0	85.5				85.5	81.4				81.4
岩手	98.7		98.7	97.1		97.1	63.1	72.6			63.2	65.1	40.3			64.7
宮城	99.0		99.0	95.6		95.6	86.9	89.5			88.1	85.3	95.1			90.1
秋田	96.2	0.0	96.2	97.0		97.0	54.6				54.6	56.3				56.3
山形	99.0		99.0	99.0		99.0	44.4	100.0			53.8	50.0	100.0			59.0
福島	96.7	0.0	96.7	77.6	0.0	77.6	39.5	39.4			39.5	28.2	33.3			28.5
東北計	98.1	0.0	98.1	94.3	0.0	94.3	70.4	87.7			72.9	69.4	90.9			72.4
茨城	78.0	49.2	77.5	78.5	48.3	77.9	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
栃木	95.2	55.9	94.8	97.3	66.1	97.0	92.9	82.6	99.9		96.4	96.3	84.2	99.0		96.6
群馬	80.7	50.0	80.7	85.0	55.0	85.0	74.0	48.7	64.7		70.8	75.0	55.0	65.0		72.2
埼玉	51.4	8.2	51.4	54.4	6.7	54.3	77.5	89.4	100.0	100.0	80.3	84.8	94.4	98.1	87.9	86.9
千葉	85.3	51.4	85.2	85.0	53.3	85.0	62.1				62.1	47.8				47.8
神奈川	68.2	26.7	68.0	68.3	26.7	68.1	43.2	100.0			50.0	54.1	100.0			59.5
山梨	49.1		49.1	50.0		50.0	50.0	50.0			50.0	50.0	50.0			50.0
長野	88.1		88.1	90.1		90.1	95.2	93.7			94.9	94.7	94.1			94.6
関東計	80.8	49.8	80.5	82.3	52.2	82.0	84.3	86.9	96.5	100.0	88.7	86.5	88.6	95.8	87.9	89.9
新潟	94.6	0.0	94.6	94.5		94.5		100.0			100.0		100.0			100.0
富山	98.2		98.2	98.2		98.2		100.0			100.0		100.0			100.0
石川	97.3		97.3	97.4		97.4	0.0	73.9	0.0		68.7	15.0	72.6	100.0		67.9
福井	94.2		94.2	97.3		97.3		98.6			98.6		97.9			97.9
北陸計	95.6	0.0	95.6	95.9		95.9	0.0	95.6	0.0		94.6	15.0	95.1	100.0		94.1
岐阜	82.5		82.5	89.8		89.8	89.8	48.5			96.8	100.0	50.0			96.6
静岡	63.7		63.7	63.1		63.1	80.0	100.0	100.0		80.4	65.6	100.0	100.0		66.0
愛知	91.9		91.9	93.0		93.0	100.0	37.3			99.1	100.0	35.0			99.0
三重	83.6		83.6	83.5		83.5	96.2	83.3			95.6	91.3	92.5			91.4
東海計	82.5		82.5	84.4		84.4	97.4	65.0	100.0		96.3	94.7	68.9	100.0		93.7
滋賀	85.6		85.6	86.8		86.8	75.5	76.8	100.0	57.1	75.2	73.6	94.0	100.0	55.3	74.1
京都	79.3		79.3	83.3		83.3	80.6	100.0	90.0		85.2	88.2	100.0	100.0		93.5
大阪	67.5		67.5	60.5		60.5										
兵庫	87.8		87.8	87.2		87.2	78.5	100.0		0.0	81.3	59.1	100.0		0.0	65.5
奈良	54.8		54.8	54.8		54.8	63.3				63.3	66.7				66.7
和歌山	100.0		100.0	100.0		100.0										
近畿計	82.9		82.9	83.2		83.2	76.1	90.4	93.1	49.8	76.8	70.4	97.8	100.0	48.2	72.4
鳥取	91.4		91.4	95.8		95.8	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0		100.0
島根	100.0		100.0	97.8		97.8	84.0		89.2		88.3	100.0		92.1		93.4
岡山	72.0		72.0	72.2		72.2	81.7		67.8		70.4	78.7		66.0	24.0	68.0
広島	82.7		82.7	83.3		83.3	44.4	100.0		16.7	57.1	44.4	91.7		20.0	54.8
山口	89.4		89.4	89.0		89.0	72,1		59.8	76.7	72.3	85.1		59.8	94.7	85.7
中国計	84.9		84.9	85.1		85.1	72.9	100.0	72.6	75.5	73.4	79.3	94.8	71.8	87.7	75.9
徳島	73.4		73.4	80.0		80.0	49.4		46.2	10.0	39.3	56.8		53.3	13.3	45.4
香川	89.3		89.3	89.4		89.4	79.1			85.7	81.5	83.8			86.0	84.6
愛媛	68.7		68.7	68.0		68.0	100.0			56.5	61.7	84.5			90.7	90.1
高知	60.7		60.7	63.9		63.9			0.0		0.0			0.0		0.0
四国計	73.4		73.4	75.5		75.5	80.3		80.3	66.3	72.1	82.8		42.1	88.2	85.8
福岡	92.7		92.7	91.5		91.5	100.0		96.1	78.6	98.6	100.0		100.0	100.0	100.0
佐賀	94.3		94.3	95.1		95.1	87.4		90.8	100.0	89.1	88.3		90.8	100.0	89.6
長崎	67.2		67.2	67.6		67.6	80.2		62.7	49.3	69.1	94.9		76.8	100.0	84.8
熊本	80.9		89.9	78.2		78.2	78.4		70.4	27.8	75.7	70.9		84.2	60.0	74.2
大分	66.0		66.0	66.2		66.2	63.4		90.7	83.6	74.2	57.1		66.9	52.2	58.2
宮崎	74.7	0.0	74.7	68.8		68.8	27.5		39.7	50.0	35,4	19.6		56.2	66.7	42.3
鹿児島	71.3	0.0	71.2	71.3	0.0	71.2	11.9		22.0	20.0	18.5	13 6		33.9	40.0	27.2
九州計	80.5	0.0	80.5	79.2	0.0	79.2	89.4		88.3	79.6	88.7	88.6		90.3	68.2	88.6
合計	88.7	49.4	88.6	88.2	52.0	88.1	92.4	91.3	90.7	71.7	91.7	90.7	92.2	91.5	79.7	90.7

（注）1種類により種子更新をしない作付面積があるため、種類別の更新率と計の更新率が一致しない場合がある。
2空欄は、該当なし、である。

（社）全国米麦改良協会資料より

エコファーマーマークについて（お知らせ）

JA滋賀中央会

全国環境保全型農業推進会議（前事務局：全国農業協同組合中央会）は、平成15年にエコファーマーマーク（以下マーク）を制定し、エコファーマーの認知度の向上を図ってきました。

このマークは、これまで消費者への取組のアピールや産地のイメージアップなどに活用されてきたところですが、エコファーマー認定件数が全国で20万件を超え、今後もマークの利用者が増加することが予想されるため、同会議はマークの適正な使用管理に係る人員等の体制確保が困難であることなどの理由から、平成24年3月末までの使用を期限とし、4月以降については、マークの継続利用を希望する17都府県（滋賀県を含む）に商標権を譲渡しました。県内のエコファーマーの皆さまには、滋賀県が定めた使用規程に基づき、マークを使用していただけますのでお知らせします。

【マークの使用に関する留意点】

①「滋賀県エコファーマーマーク使用規程」に基づく届出が必要です。
②権利期間は**平成26年3月31日まで**ですので、在庫管理にはご注意ください。

※規程・様式等は県のホームページに掲載されております。
http://www.pref.shiga.jp/g/nosan/kankyohozen/ecofarmer-gaiyou.html

【参考　エコファーマーマーク】

旧

新

エコファーマー
滋賀県
認定番号○○○○号

エコファーマー
滋賀県
認定番号○○○○号

○○県△△生産組合
滋賀県
認定番号○○○○号

■トピックス■

【探してみよう!田んぼの生きもの】
～田んぼで見られるさまざまな生きもの達～

1．はじめに

近年、「生物多様性」という言葉がよく使われています。1992年に国連で生物多様性条約が採択され、2010年には名古屋第10回生物多様性条約締結会議（ＣＯＰ10）が開催されるなど、生物多様性の重要さが広く認識されるようになりました。

2007年には農林水産省でも生物多様性戦略を策定、2012年に改訂されるなど、農業分野でも生物多様性を重視した施策が推進されます。

田んぼや畑などの農地は人によって維持管理されていますが、農地にはさまざまな生きものが生息しており、その姿を見ることができます。ここでは、田んぼに生息し稲作に有用な生きものをいくつか紹介します。

2．田んぼで見られる生きもの

（1）田植え～梅雨期に主に見られる生きもの

①カエル類

田植え後の田んぼでは、オタマジャクシが泳ぐ姿が観察されます。オタマジャクシは成長して親（カエル）になりますが、カエルは肉食で、田んぼの害虫（ウンカ、ヨコバイ、ガの幼虫など）を食べてくれます。

アマガエル（左）とトノサマガエル（右）

②貝類

貝類は、田んぼに生える藻や雑草を食べ、有機物を分解してくれます。

左：サカマキガイ
右：モノアライガイの一種

③エビ類（鰓脚（さいきゃく）類）

エビ類は、泳ぐときに田んぼの泥をかき混ぜるので、雑草を抑える働きがあります。

カイエビ

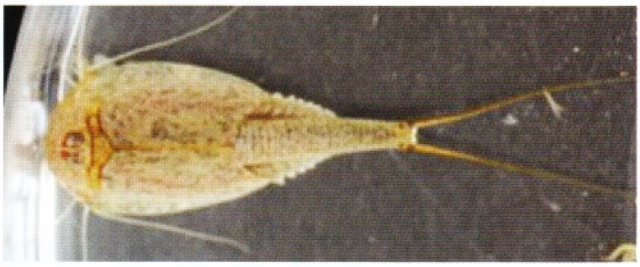

カブトエビの一種

④水生昆虫類（カメムシ目、コウチュウ目）

肉食性の種が多く、水面に落下した害虫も食べます。

タイコウチ、コオイムシやアメンボ類はカメムシ類です。ゲンゴロウ類やガムシ類はコウチュウ目で、幼虫は成虫と姿が異なります。

左：タイコウチ
右：シマゲンゴロウ

(2) 夏～秋に主に見られる生きもの

①トンボ類

幼虫（ヤゴ）、成虫ともに肉食で、特に成虫はウンカ、ヨコバイやガなどの害虫も捕らえて食べます。田んぼや水路などがトンボ類の重要な繁殖の場所となっています。

左：イトトンボ類幼虫
右：アキアカネ幼虫

ナツアカネ

②クモ類

肉食で、さまざまな害虫を食べる田んぼの代表的な天敵です。網を張るものだけでなく、地上や稲株上を歩き回るもの、水面を歩くものなど、種によってさまざまです。

トガリアシナガグモ

イナゴを捕まえたマガコガネグモ

3．実際に生きものを探してみよう！

今回紹介した生きもの以外にも、田んぼにはたくさんの生きものが生息しています。自分の家の田んぼや、担当農家の田んぼが生物多様性に富んでいるかを確かめるためにも、実際に田んぼで生きものを探してみましょう。

病害虫防除所では、田んぼで見られる生きものの写真を載せた「田んぼの生きもの」シートを作成しました。病害虫防除所のホームページからダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

〈ホームページアドレスはこちら〉
http://www.pref.shiga.jp/g/byogaichu/

「田んぼの生きもの」シート

（病害虫防除所）

平成24年度「秋の詩」食味コンクール募集要項

趣　旨　粘りと甘みがありおいしい「秋の詩」を近江米のシンボルとして、消費者に広くPRするとともに、生産者に対して生産意欲の高揚を図るため、第4回目となる平成24年度「秋の詩」食味コンクールを以下のとおり実施します。

●スケジュール●

参加申し込み　7月27日まで

・出荷契約先（JA・県主食集荷商業協同組合等）は、参加申し込み書をまとめていただき、近江米振興協会各支部（県農業農村振興事務所農産普及課）へ届けて下さい。
各支部においても管内の参加申込みをまとめて、近江米振興協会事務局まで届けて下さい。

米の出品　10月1日～15日まで

参加資格

・安全安心でおいしい近江米づくりに取り組む県内在住の農業者または農業者集団(大型共同乾燥調製施設の集荷米も含む)とします。

●以下の全ての要件を満たす米

1. 滋賀県内で栽培されたもの　　2. 種子更新されているもの　　3. 栽培履歴が明確なもの
4. 農薬取締法および滋賀県農作物病害虫雑草防除基準を遵守して栽培されたもの

●参加点数

・1農業者等あたり「秋の詩」1点とします。

参加申込み方法

・参加者は、「参加申込書」に必要事項を記入し、出荷契約先（ＪＡまたは県主食集荷商業協同組合等）へ提出願います。
・出荷契約先は、参加申込書を取りまとめ、参加者の住所地を管轄する近江米振興協会各支部（県農業農村振興事務所農産普及課）へ、**7月27日**までに提出してください。

ほ場管理および生産履歴等の記帳

・参加者は、参加申込時に指定したほ場での栽培管理日誌を記帳するとともに、「秋の詩」食味コンクール測定用袋に添付の「生産履歴書」を米の出品時に添付していただきます。
・生産履歴書の記載が不備なものについては、再提出を求めることがありますので、加筆修正されない場合は審査から外れる場合がありますのでご注意下さい。

米の出品

・出品する米は、出荷される状態（農産物検査を受ける状態）で「玄米500ｇ」とします（厳守）。
・それぞれ指定した食味コンクール測定用袋に入れ、生産履歴書を添付する。
・出荷契約先を通じて近江米振興協会各支部（県農業農村振興事務所農産普及課）に送付してください。送付された出品米を近江米振興協会事務局が収集します。
・出荷契約先への提出は、10月1日から15日までです。なお、出品米の他に、玄米2kgを別途保管しておいて下さい。
・第2次審査の各支部最上位については、改めて玄米2kgを近江米振興協会各支部（県農業農村振興事務所農産普及課）へ提出して下さい。なお、出品玄米については、返却しませんので、ご了承下さい。

そ の 他

・第2次審査結果は、全ての出品者に提供するとともに、第3次審査の7検体については、生産履歴等、出品者・出品玄米の情報と審査結果を一般に公表します。

審査要領

10月下旬　第1次審査（生産履歴等要件審査）
・出荷契約先（ＪＡ・県主食集荷商業協同組合等）が、出品者から提出された生産履歴を検証し、参加資格の各要件が満たされている米であることを確認します。

11月上旬　第2次審査（外観品質および食味審査）
・事務局で外観品質審査・機器および食味分析器による審査を行い、各支部最上位を選出します。

11月下旬　最終審査（食味官能審査）
・（財）日本穀物検定協会で食味官能試験を行い、外観・香り・味・粘り・硬さと、その総合評価により順位付けを行います。

表　彰

・最優秀賞　1点（賞状と副賞）　・優秀賞　2点（賞状と副賞）　・優良賞　4点（賞状と副賞）